社会福祉法人 京都市伏見区社会福祉協議会

役員報酬の支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市伏見区社会福祉協議会(以下「法人」という) 定款第25条の規定に基づき役員の報酬に関して定めることを目的とする。

(範 囲)

第 2 条

役員に報酬を支給する範囲は、公認会計士の資格をもって選任された監事とする。

(金 額)

第3条 役員に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

報酬額表

項目	金額	備考
報酬	55,685円	年間

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の発効と共に平成11年4月1日に制定された役員等実費弁償並びに報酬の支給に関する規程は、その効力を失うこととする。